

## 幼児教育・保育の無償化に関するFAQ2

### 【認可保育所・認定こども園（保育利用）向け】

No.	カテゴリー	Q	A	担当
1	食材料費の取扱い	副食費について、実際の提供に要した材料の費用が4,500円を超えた場合、4,500円を超える金額を設定しても良いでしょうか。	副食費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用（実費）を勘案して定めてください。 ただし、保育所等において、副食材料費が月額4,500円を上回る場合であっても、幼児教育・保育の無償化実施前であれば公定価格から月額4,500円の給付を受け、これを上回る部分は、施設等の運営費の中から捻出していたと考えられます。 したがって、無償化の実施後、副食材料費が月額4,500円を上回る場合であっても、施設等の運営費の中から捻出することができると考えられます。 今後、施設で徴収する額を設定するにあたっては、この月額4,500円を目安としてください。 また、保護者へ事前に説明し、同意を得た上で徴収してください。	保育・教育運営課 指導担当 045-671-3564
2	食材料費の取扱い	主食費については現行通りということだが、国が出している主食費の基準は3,000円と出ている。副食費を4,500円にすると、主食費で賄わなければならないことから、現在の主食費の価格を引き上げることは問題ありませんか。	国が示している3,000円は、3号認定の公定価格における主食費の価格を参考に示された額であり、2号認定の主食費が3,000円と示されているわけではありません。 主食費・副食費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用（実費）を勘案して定めてください。 保育所等において、副食材料費が月額4,500円を上回る場合であっても、幼児教育・保育の無償化実施前であれば公定価格から月額4,500円の給付を受け、これを上回る部分は、施設等の運営費の中から捻出していたと考えられます。 したがって、無償化の実施後、副食材料費が月額4,500円を上回る場合であっても、施設等の運営費の中から捻出することができると考えられます。 今後、施設で徴収する額を設定するにあたっては、この月額4,500円を目安としてください。 また、保護者へ事前に説明し、同意を得た上で徴収してください。	保育・教育運営課 指導担当 045-671-3564
3	食材料費の取扱い	副食費の免除対象者分の公定価格加算は月額4,500円とのことですが、施設の徴収月額がこれを超える場合に、免除対象者から超過分を徴収できますか。	免除対象者は、副食費の支払が免除されるため、超過分を免除対象者から徴収することはできません。	保育・教育運営課 指導担当 045-671-3564
4	食材料費の取扱い	給食業務を委託している会社より、1食280円（おやつ含）と単価を明示されています。280円を週6日保育で月換算すると副食費4500円＋主食費2000円の合計金額より高くなります。単価280円×基準日数(平均的な登園日数)で徴収することは可能ですか。	月額4,500円は国の公定価格において積算している目安です。 副食費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用（実費）を勘案して定めてください。増税や物価の変動等により費用が変動した場合は、徴収額が変動することも想定されます。 なお、副食費にはおやつや牛乳、お茶代を含みます。調理に係る人件費や光熱水費、減価償却費（調理器具や食器等）は、副食費ではなく、公定価格の基本分単価等に含まれますので、徴収はできません。 徴収額については、保護者へ事前に説明し、同意を得た上で徴収してください。	保育・教育運営課 指導担当 045-671-3564
5	食材料費の取扱い	副食費として4,500円を上回る額を設定する場合、積算根拠などを示す挙証資料などは必須ですか。	副食費の積算根拠については、一律に提出を求める予定はありませんが、保護者から副食費について横浜市へ問い合わせがあった場合は、積算根拠等を確認させていただく場合があります。	保育・教育運営課 指導担当 045-671-3564
6	食材料費の取扱い	実費額の算出は国が「公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯があり」とこ保運第1322号令和元年7月30日通知で認めているわけですから、こ保運第2843号平成31年3月20日通知の実費徴収とは意味合いが全く違うものではないのでしょうか。	副食費の4,500円というのは質の担保された給食を提供するうえでの目安となる金額です。副食費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用（実費）を勘案して定めてください。 副食費は実費徴収となりますので、こ保運第2843号平成31年3月20日通知「保育所及び地域型保育事業における実費徴収について（通知）」に基づいて徴収していただくこととなります。	保育・教育運営課 指導担当 045-671-3564

No.	カテゴリー	Q	A	担当
7	食材料費の取扱い	レジメ冊子の中に副食費徴収の同意についての用紙のひな型がありましたが、無償化に伴い副食費をいただくことになる旨の通知の手紙のひな型を横浜市として出していただけませんか。	<p>幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の徴収については、横浜市幼児教育・保育の無償化のホームページ「3 幼児教育・保育の無償化に関する案内チラシ」に掲載している案内チラシをご活用ください。</p> <p>【横浜市 幼児教育・保育の無償化のホームページ】  <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/kd-mushoka.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/kd-mushoka.html</a></p>	<p>保育・教育運営課 指導担当 045-671-3564</p>
8	食材料費の取扱い	副食費の徴収にあたり、保護者から同意を得る必要があるとのことですが、同意を得るのは3～5歳児クラスの保護者だけですか。全園児の保護者から同意が必要ですか。	<p>保護者同意は副食費の徴収対象となる3～5歳児クラスの保護者から同意を得てください。</p> <p>0～2歳児クラスについては、無償化の対象ではないため、同意を得る必要はありませんが、3歳児クラスに進級した際には対象になりますので、あらかじめ説明していただくことが望ましいと考えます。</p>	<p>保育・教育運営課 指導担当 045-671-3564</p>
9	食材料費の取扱い	児童福祉法24条1項で行政は保育料を徴収することになっています。0から2歳は副食費を徴収して、3から5歳では徴収しないのは法律に反していませんか。保育者にどのように説明したらいいのでしょうか。	<p>幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の徴収については、市のホームページに掲載している案内チラシをご活用ください。</p> <p>【横浜市幼児教育・保育の無償化のホームページ】  <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/kd-mushoka.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/kd-mushoka.html</a></p> <p>なお、これまでも3～5歳児については保育料に含まれていましたが、この度の10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い利用料が無償化となるため、副食費については引き続き保護者が負担することとなります。</p>	<p>保育・教育運営課 指導担当 045-671-3564</p>
10	食材料費の取扱い	新保育指針で「食育を大切にすることが盛り込まれています」私たちの保育園も保育と食育二本柱で運営しています。保護者がもし「副材料費は払えない」と同意を得られない場合は、「退園してもやむおえない」としてもよいのでしょうか。主旨を説明してご理解いただけない場合はの話で市が。横浜市の見解を教えてください。	<p>副食費の徴収については、案内チラシを活用するなどし、保護者の理解を得てください。どうしても保護者の理解が得られない場合は、保護者より区役所に対して利用の取り下げ、転園申請等の手続きをしていただくことも考えられます。なお、転園申請の場合は、他の申請者より優先度が下がります。</p>	<p>保育・教育運営課 指導担当 045-671-3564</p>
11	食材料費の取扱い	「うちの子は、お弁当やおにぎりを持たせません」と言われたらどのように園として対応したらよろしいのでしょうか。	<p>入園前に食材料費の徴収について同意しているところ、保護者の事情でお弁当の持参を希望する等、施設があらかじめ配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行って差し支えありません。</p>	<p>保育・教育運営課 指導担当 045-671-3564</p>
12	食材料費の取扱い	副食費について、①設定金額に対して実際の食材料費の費用が低く、余った場合、②設定金額に対して実際の食材料費の費用が高く、足りない場合、どのような対応をしたら良いのでしょうか。	<p>①徴収した金額に余りが生じた場合は、原則、保護者へ返金してください。なお、事前に保護者へ説明し同意を得たうえで、余剰金を寄付金として取り扱うことは差し支えありません。</p> <p>②徴収した金額に不足が生じた場合は、保護者の同意を得た上で追加徴収することも想定されます。追加徴収する場合は、事前に保護者へ説明し同意を得たうえで、徴収してください。</p>	<p>保育・教育運営課 指導担当 045-671-3564</p>
13	食材料費の取扱い	現金回収ではなく口座振替をしようと考えており、その際にかかる振込手数料を保護者に負担していただいて良いのか確認したいです。	<p>一律で口座振替とする場合は、振込手数料は園負担としてください。</p> <p>現金での徴収など他の方法も明示したうえで、保護者が口座振替を希望するのであれば、保護者同意の上で振込手数料を保護者負担とすることは差し支えありません。</p>	<p>保育・教育運営課 指導担当 045-671-3564</p>
14	公定価格における副食費の加算等について	副食費の保護者負担額の裏付けとして、委託費の公定価格表を確認したいです。	<p>現行の令和元年度の公定価格単価表については、横浜市ホームページに掲載していますが、令和元年10月以降（無償化後）の公定価格単価表については、まだ国による告示がされておらず、公表されていません。</p> <p>随時、内閣府ホームページ及び市ホームページにおいて、公表する予定です。</p>	<p>保育・教育運営課 給付担当 045-671-4466</p>

No.	カテゴリー	Q	A	担当
15	公定価格における副食費の加算等について	保護者から徴収するにあたり「事務費」が発生しますので、事務費を追加加算してください。	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営においては、これまでも上乗せ徴収や実費徴収を認められていることから、副食費の徴収事務は、基本的にこれまで施設・事業において実施してきた、上乗せ徴収・施設による徴収事務を通して実施いただくものと考えます。</p> <p>そのため、副食費の徴収事務に関して、新たな加算項目の創設は想定されておりません。</p> <p>なお、公定価格の基本分単価には、職員の人件費や管理費等の「事務費」、子どもの保育のための保育費用である「事業費」が含まれております。</p> <p>よって、副食費の徴収における経費についても、公定価格の基本分単価の中に含まれているものとしてお考えいただきますよう、お願いいたします。</p>	保育・教育運営課 給付担当 045-671-4466
16	公定価格における副食費の加算等について	現行の補足給付事業は継続されますか。	<p>現行の補足給付事業のうち、1号～3号認定子どもの教材費・行事費等の助成事業については、これまで通り継続します。1号認定子どもに対する副食費の助成事業については、低所得世帯等の副食費の負担免除に伴う公定価格上の加算を設ける予定であることを踏まえ廃止します。</p>	保育・教育運営課 給付担当 045-671-4466
17	横浜市一時保育事業等	保護者から預かる書類「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」という名前になっているが、保護者には利用当日に領収証を発行しています。この場合、領収証の二重発行になりませんか。	<p>ご指摘の領収証は、無償化対象とならない保護者も含めて全ての方に交付しているものと想定されます。無償化の給付にあたり必要な「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」とは、無償化対象となる保護者からの求めに応じて、月ごとの利用実績や支援の提供に要した費用等を記載するものであり、ご指摘の領収証とは異なります。</p> <p>なお、同様のお問い合わせが多いことから、よりご指摘の領収証との区別がつくように、書類名を修正します。</p> <p>旧：領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書 新：特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書</p>	保育・教育運営課 無償化担当 045-671-3710
18	横浜市一時保育事業等	<p>現在一時保育について、生活保護の被保護世帯の子どもについては生活保護受給証明書をいただいでその場で保育料を減免しています。</p> <p>無償化になった場合、被保護世帯や市民税非課税世帯の方も無償化の対象となり、一旦支払っていただくのでしょうか。</p>	<p>被保護世帯、市民税非課税世帯及び寡婦（夫）控除のみなし適用により市民税非課税相当と認められた保護者は従前どおり減免となりますので、一旦利用料を支払っていただく必要はありません。この場合、金銭の受領もないので、「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」の交付も不要です。</p>	保育・教育運営課 無償化担当 045-671-3710
19	横浜市一時保育事業等	<p>幼稚園に通園していて夏休み等だけ利用する子どもがいます。</p> <p>幼稚園では預かり保育を実施しているようですが、毎月の料金がかかるため登録しておらず、登録していないと夏休みだけの利用はできないため、保育園の一時保育を利用したいという例があります。</p> <p>平日8時間かつ年間200日以上の子育て支援を実施している幼稚園に通っている以上、無償化の対象とはならないのでしょうか。</p>	<p>お見込みの通り、平日8時間かつ年間200日以上の子育て支援を実施している幼稚園に通っている場合はその幼稚園の預かり保育部分のみが無償化の対象となりますので、一時保育の利用分は無償化対象外です。</p>	保育・教育運営課 無償化担当 045-671-3710
20	横浜市一時保育事業等	<p>平日8時間かつ年間200日以上の子育て支援を実施している幼稚園等に通っているかどうか、わかるようになっていてありがたいです。ホームページで情報が提供されていると助かりますが、本人の申請のみとなりますか。</p> <p>無償化の対象とみなしてよい（8時間より少なく200日より少ない預かり保育実施）幼稚園かどうかを、「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」を書く際にわかるようになっていけば、書類作成の無駄がなくて済むと思います。</p>	<p>平日8時間かつ年間200日以上の子育て支援を実施しているか否かについては、8月中に各幼稚園に通知するとともに、9月上旬に横浜市幼児教育・保育の無償化のホームページで一覧を掲載します。</p>	保育・教育運営課 無償化担当 045-671-3710
21	横浜市一時保育事業等	保護者の請求は、四半期ごとに行う（4・5・6月分→7月請求）ということですが、横浜市への保護者からの請求はいつまで遡って行うことができますか。また、通常の締切日は四半期ごとに何日ですか。	<p>法令上、保護者は2年を経過するまで給付の請求権を行使することができます。また、締切日は未定ですが、四半期ごとの上旬から中旬の間に設定する予定です。</p>	保育・教育運営課 無償化担当 045-671-3710

No.	カテゴリー	Q	A	担当
22	横浜市一時保育事業等	保護者の市への請求日を設けているとすると、「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」の発行期限を設ける必要がありますか。	園・施設の事務効率化のため、「〇月の利用分に係る特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書の発行依頼は、〇月×日までをお願いします」など、発行依頼に期限を設けることは差し支えありません。 ただし、法令上保護者は2年を経過するまで給付の請求権を行使することができるため、最長で2年間は発行が求められる可能性があります。そのため、市への請求日を過ぎたが2年を経過していない利用について発行依頼があった場合、保護者に「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」を交付いただく必要があります。なお、園が定めた発行依頼の期限を過ぎた場合は無償化に係る受給ができなくなると、保護者が誤解する可能性がありますので、そのような誤解のないようご案内をお願いします。	保育・教育運営課 無償化担当 045-671-3710
23	横浜市一時保育事業等	「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」を保護者が紛失した等による再発行は対応しても良いでしょうか。	再発行の対応で差し支えありません。	保育・教育運営課 無償化担当 045-671-3710
24	横浜市一時保育事業等	現在、私共の一時保育運営では、請求書を園独自に作成をしていません。請求額が記載された連絡帳・請求書・領収書を兼ねたものがあり現金徴収後に、この用紙へ領収印を捺印し保護者へお渡ししています。この書類を請求書としてみなしてもよろしいでしょうか。	保護者に無償化の給付を行うにあたり必要な書類については、法令で次のとおり記載内容が定められています。 ①支援を提供した日及び時間帯 ②支援の内容 ③費用の額（利用料と実費徴収分を分けて記載したもの） 必要事項が記入されていない場合は、無償化の給付が受けられませんので、保護者に対して別途給付に係る資料等を交付していただく必要が生じる場合があります。横浜市が作成した様式を使用することで園・施設の事務の効率化につなげていただくと幸いです。	保育・教育運営課 無償化担当 045-671-3710
25	横浜市一時保育事業等	「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」の書式において、提供時間帯にある「※標準的な利用時間帯を記入」とは、どういった記入になりますか。 例えば、ご利用が8/1に9時～10時の1時間利用、8/10に11時～16時の5時間利用だった場合、利用時間帯はどう記入しますか。	一時保育の利用においては、利用日ごとに利用時間が異なることが想定されますが、「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」の記載においては、実際の利用時間を具体的に記載する必要はありません。標準的な利用時間帯の一例として、本市にお届けいただいている実施時間（「8時から19時まで」など）の記入が考えられます。	保育・教育運営課 無償化担当 045-671-3710
26	横浜市一時保育事業等	保護者様へお出しする「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」について、施設印は電子でも構いませんか。普段から書類を保護者様とデータ等でやり取りしている場合、電子印でも可能な方がスムーズなやり取りになるのではないかと考えています。	刷り込み印はご使用可能です。	保育・教育運営課 無償化担当 045-671-3710
27	横浜市一時保育事業等	「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」を預かった際、保護者記入の認定番号が空白の場合対応しなくても問題ないでしょうか。（施設では誰が償還払いの対象になるのか把握できないため。また、対象ではない利用者に証明書を発行しないようにするため。）	「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」の交付自体を行わないことは法令違反に当たりますが、交付の方法については園・施設の判断によるものとなります。ご質問のケースでは、保護者が認定番号を記載したことを確認したうえで「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」を交付するか、保護者が認定を取得していることを前提としたうえで「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」を交付することが考えられます。 実務上、横浜市が保護者の認定状況の確認を行いますので、仮に認定を持っていない保護者に交付した場合でも、無償化の給付を行うことはありません。	保育・教育運営課 無償化担当 045-671-3710
28	横浜市一時保育事業等	「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」について、二重発行しないようにするため、記入履歴を取ったほうがよいのでしょうか。	法令上、特定子ども・子育て支援の提供の記録（提供した日、提供した時間帯、支援の具体的な内容等）を5年間保存する必要があります。認可保育所におかれましては、従前から在園児を対象に特定教育・保育を提供した際の記録を保存していることから、それと同様の対応が考えられます。 ただし、法令上保護者は、2年間無償化給付の受給権がありますので、例えば卒園後にも特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書の交付依頼が入ることが想定されます。 実務上、横浜市が保護者の受給実績の管理を行いますので、仮に二重発行となった場合でも二重に給付することはありません。	保育・教育運営課 無償化担当 045-671-3710